

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十二日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第十八号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（昭和六十一年六月奈良県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項ただし書、第三項ただし書及び第四項を削る。

第二条中「第二条」を「第一条の二」に改める。

第四条第二項第一号中「許可指令書」を「営業許可証」に改める。

第一号様式中

第一号様式中	
使用燃料の種類	
営業を譲り受けたことを証する旨	

を

第二号様式中	
使用燃料の種類	

に改める。

第二号様式（その三）を同様式（その四）とし、同様式（その二）を同様式（その三）とし、同様式（その一）を同様式（その二）とし、同様式（その一）として次の様式を加える。

第2号様式（第2条関係）

その1（譲渡の場合）

公衆浴場営業承継届

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所
(電話)
氏 名

年 月 日生

(法人の場合にあっては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表
者の氏名)

公衆浴場の営業者の地位を譲渡により承継しましたので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

公衆浴場の名称	
公衆浴場の所在地	(電話)
公衆浴場の種類	
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
譲渡した者の住所 (法人の場合にあっては、 主たる事務所の所在地)	
譲渡した者の氏名 (法人の場合にあっては、 主たる事務所の所在地)	
譲 渡 の 年 月 日	

添付書類

- 1 浴場業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人である場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の公衆浴場法施行細則の規定により提出されている書類は、この規則による改正後の公衆浴場法施行細則の相当規定により提出されたものとみなす。